別表六（二十四）付表　記載要領

この表は、法人が租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六(二十一)の表中

法人税額超過構成額 （別表六(二十三)「33の②」）
当期分の特別控除額 ⑯－⑰

を

法人税額超過構成額 （別表六(二十四)「35の②」）
当期税額控除額 ⑯－⑰

に、

法人税額超過構成額 （別表六(二十三)「32の②」）
額

を

法人税額超過構成額 （別表六(二十四)「34の②」）

に改め、同表の記載要領第四号中「別表六(二十三)又は別表六(二十三)付表」を「別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表」に改め、同表を別表六(二十一)とする。

別表六(二十)の次に次の一表を加える。